



市 章

# 大津市公報

平 成 2 4 年 5 月 1 5 日  
第 2 1 0 6 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
76	大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則..... 1
<b>告 示</b>	
113	市税の収納事務の委託について.....12
114	地縁による団体に係る告示事項の変更について.....12
115	生活保護法による指定医療機関の指定等について.....13
116	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の氏名の変更の届出について.....13
117	介護保険料の収納事務の委託について.....14
118	国民健康保険料の収納事務の委託について.....14
<b>公 告</b>	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....14
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....15
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....15
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....15
<b>企 業 局 管 理 規 程</b>	
10	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程.....16
<b>教 育 委 員 会 規 則</b>	
13	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則.....16
<b>議 会 議 長 告 示</b>	
1	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程.....17

## 規 則

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則を公布する。

平成24年 5 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第76号

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市開発事業の手續及び基準に関する条例(平成24年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の手續)

**第2条** 条例第4条の規定による事前協議(以下「事前協議」という。)を行おうとする事業者は、事前協議書(様式第1号)に別表に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 開発区域の面積が1ヘクタール以上である開発事業を行おうとする事業者は、前項の事前協議書の提出前に、土地利用計画等について市長と協議しなければならない。

3 市長は、第1項の事前協議書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、当該開発事業に関し協議すべき事項をとりまとめ、事前協議事項通知書(様式第2号)により当該事前協議書を提出した事業者(以下この条において「事前協議者」という。)に通知するものとする。

4 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の所管課又は関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ所管課長又は関係機関の長から書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

5 事前協議者は、通知を受理した日から起算して1年を経過する日までに協議すべき事項の所管課又は関係機関との協議を開始しなければならないものとし、同日までに当該協議を開始しない場合は、改めて事前協議書を市長に提出しなければならないものとする。

6 事前協議者は、協議すべき事項の全てについて所管課長又は関係機関の長から協議を了した旨の確認を受け

たときは、その協議の結果をとりまとめ、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づく開発許可の申請又は法第32条第1項若しくは第2項に規定する協議を行う前に市長に書面で報告しなければならない。

（事前協議の内容の変更）

**第3条** 事前協議の終了後において、事前協議の内容の変更を行おうとする事業者は、当該変更をしようとする内容について市長と協議を行わなければならない。ただし、予定建築物等の敷地の形状の変更であって、次の各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の面積の増減を伴うもの

住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000平方メートル以上となるもの

2 前条の規定は、前項の事前協議の内容の変更に係る協議について準用する。

（公益的施設管理者との協議）

**第4条** 条例第5条の規定による公益的施設の管理者との協議を行おうとする事業者は、公益的施設に係る協議書（様式第3号）を公益的施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の協議書を提出した事業者は、公益的施設の管理者が必要と認める事項について協議を行い、法第30条第1項の規定に基づく開発許可の申請を行う前に前項の協議を成立させ、公益的施設の管理者の確認を受けなければならない。

（事前周知）

**第5条** 条例第8条の規定による事前周知は、次に掲げる者に対して行うものとする。

開発事業区域の敷地境界線から水平距離20メートル以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等

開発事業区域及びその周辺の地域の自治会等の範囲に存する建築物の所有者、管理者及び居住者等（予定建築物等の用途が自己居住用住宅である場合を除く。）

開発事業の施行に要する工事車両の運行経路及び予定建築物等を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、開発区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者（予定建築物等の用途が自己居住用住宅である場合を除く。）

開発事業区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認めた者（予定建築物等の用途が自己居住用住宅である場合を除く。）

前各号に定める者のほか、開発事業により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの

2 事業者は、開発事業区域の面積が0.3ヘクタール以上又は計画戸数が15戸以上である開発事業を行おうとするときは、第2条第3項の通知の受理後速やかに、開発事業区域内の見やすい場所に、当該開発事業の計画の概要を記載した標識（様式第4号）を設置しなければならない。

3 条例第8条の規定による報告は、事前周知結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

4 事業者は、前項の報告書の提出後に開発事業の計画を変更しようとするときは、変更後の開発事業に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。

（身分証明書）

**第6条** 条例第9条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（地位の承継）

**第7条** 事業の譲渡、相続、合併又は分割その他の事由により、条例及びこの規則による手続を行う事業者からその地位を承継した者は、地位承継届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（ごみ収集場の設置）

**第8条** 条例別表第3第2号に規定する開発区域の面積1,000平方メートル以上の基準を適用しない場合として規則で定める場合は、市長が開発区域周辺のごみ収集場の配置状況を勘案して同号の基準による必要がないと認める場合とし、この場合における規則で定める面積は、1,000平方メートル以上で市長が定める面積とする。

2 条例別表第3第2号に規定する開発区域の面積1,000平方メートル以上につき1箇所以上の基準を適用しない場合として規則で定める場合は、市長が天津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）第12条第1項及び第2項に定める基準を勘案して同号の基準により難しいと認める場合とする。

（その他）

**第9条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

( 大津市都市計画法施行細則の一部改正 )

2 大津市都市計画法施行細則 ( 平成13年規則第30号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

事前協議事項通知書

事前協議結果報告書

**別表 ( 第 2 条関係 )**

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、縮尺及び開発事業区域
法第34条説明資料	市街化調整区域における基準との適合状況
設計説明書	目的、基本方針、地域地区、開発事業区域内の土地の現況、土地利用計画、公益的施設、上水道施設及び消防水利施設、計画人口等
新旧公共施設一覧表	公共施設の種類、概要、管理者及び帰属先
計画概要書 ( 開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合に限る。 )	事業者、開発事業区域、開発事業の目的、地域地区、適用法令、計画地の立地、計画地の土地状況、開発事業の計画の内容 ( 土地利用計画、造成計画、公共施設の計画、公益的施設の計画及び環境保全対策等 )、防災計画及び他法令の手續状況
公図の写し	法定外道路及び普通河川等
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
現況写真	
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、排水構造物、等高線、現況高、開発事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、用途界、都市計画施設明示線、施設区分 ( 記号、面積、計画高及び幅員 )、土地利用計画表並びに予定建築物線
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工、開発事業に関わる法令等の名称並びに予定建築物線
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、切盛土、構造物寸法、排水方向並びに予定建築物線
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
汚水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、排水構造物並びに接続先本管
給水・ガス計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名並びに管径
道路定規図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、幅員並びに舗装構成
縦断図 ( 道路、下水及び水路 )	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印並びに縦断勾配

構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、開発事業区域の境界、座標求積又は三斜求積、辺長並びに各施設集計表
建築物計画図	配置図、各階平面図、立面図及び面積算定図

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

事 前 協 議 書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住所  
協議者  
氏名  
( 電話 )

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例第 4 条の規定による事前協議を行いたいので、関係図書を添えて提出します。

開 発 計 画 の 概 要	1 開発事業区域の位置	大津市		
	2 開発事業区域の面積	平方メートル		
	3 開発事業区域の用途  ( 注 ) 開発事業区域又はその一部が該当するもので囲んでください。	市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	
		市 街 化 調 整 区 域	準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 未指定地域	
		宅地造成工事規制区域	内 外	
	4 開発事業に関わる法令等の名称			
	5 設計者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号(   -   -   )	設計資格の内容	
6 設計者の主たる略歴 ( 法第31条 ) ( 注 ) 最終学歴及び卒業年次並びに主な職歴を記入してください。				
7 工事施行者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号(   -   -   )			
受 付 印	受 付 処 理 欄		備 考	

様式第 2 号 ( 第 2 条関係 )

第 号  
年 月 日

様

大津市長

事 前 協 議 事 項 通 知 書

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、協議すべき事項を取りまとめましたので、下記のとおり通知します。

記

開 発 者	住 所	
	氏 名	
開 発 事 業 区 域	所 在	
	面 積	
開 発 目 的		
地 域 地 区 等		
適 用 法 令		
協 議 す べ き 事 項		
備 考		

様式第 3 号 (第 5 条関係)

年 月 日

(宛先)

住 所  
開発者  
氏 名

公 益 的 施 設 に 係 る 協 議 書

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例第 5 条の規定による協議を行いたいので、関係図書を添えて提出  
します。

記

添付図書

- 1 新たに設置される公共施設及び公益的施設の一覧表
- 2 従前の公共施設及び公益的施設の一覧表
- 3 位置図
- 4 現況図
- 5 計画平面図

注 協議する内容によって必要な図書を添付すること。

様式第 4 号 ( 第 5 条関係 )

開発事業の計画の概要の表示	
開発事業区域の所在地	大津市
開発事業区域の面積	平方メートル
開発事業の用途及び内容	
開発事業者の住所及び氏名	( 電話 )
設計者の住所及び氏名	( 電話 )
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日 設置	

90  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上

90 センチメートル以上



様式第 5 号 (第 5 条関係)

事前周知結果報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

開発事業者

氏 名

次のとおり開発事業の施行に伴う事前周知を行ったので、大津市開発事業の手續及び基準に関する条例第 8 条の規定により結果を報告します。

開 発 事 業 の 用 途	大津市
開 発 事 業 の 内 容	
開 催 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	大津市
出 席 者	周辺住民等 人
説 明 会 の 概 要	
出 席 者 の 意 見	
出席者の意見に対する措置	

上記のとおりであることを確認する。

年 月 日

周辺住民等の代表者

住 所

役職名・氏名

周辺住民等の代表者の住所・役職名・氏名については、自筆であること。

## 様式第 6 号 (第 6 条関係)

(表)

写真 割印	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	上記の者は、大津市開発事業の手續及び基準に関する条例第 9 条第 1 項の規定による立入調査ができる者であることを証明する。	
年 月 日	大津市長	印

(裏)

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

**第 9 条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は開発事業に係る工事を施行する者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に開発事業区域に立ち入り、工事の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所  
承継人 氏名

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則第 7 条の規定により、事前協議に係る地位の全部又は一部を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

事前協議事項通知番号		年 月 日 第 号	
被承継人	住 所		
	氏 名		
承 継 の 原 因			
開発区域に含まれる地域の名称及び面積			
承 継 年 月 日		年 月 日	
処 理 欄	台 帳	受 付 印	

## 告 示

## 大津市告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり市税の収納事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成24年5月15日

大津市長 越 直 美

- 1 委託の相手方 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- 2 委託期間 平成24年5月1日から平成27年3月31日まで

## 大津市告示第114号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変更年月日
比良麓の会	代表者の氏名及び住所 氏名 大野 博司 住所 大津市北比良1039番地の10	平成24年4月8日
高城自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 西原 重昭 住所 大津市和邇高城163番地	平成24年4月8日
高城台自治会	規約に定める目的 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 ア 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 イ 美化・清掃等区域内の環境の整備 ウ 集会施設の維持管理 エ 湖と山に恵まれた豊かな自然を心のよりどころとして大切にする オ 明るく親切で人情豊かに心のやすまる街づくり カ 新しい文化と教養あふれる街づくり 区域 東側 大津市和邇高城270番地の28から 大津市和邇高城417番地の11まで 北側 大津市和邇高城426番地の41から 大津市和邇高城426番地の54まで 西側 大津市和邇高城426番地の16から 大津市和邇高城356番地の4まで 南側 市道幹1107号線 の地番等で囲まれた区域 代表者の氏名及び住所 氏名 高田 進 住所 大津市和邇高城290番地の7	平成24年4月15日
仰木の里北自治会	主たる事務所の所在地 大津市仰木の里七丁目10番2号 代表者の氏名及び住所 氏名 谷内 資康 住所 大津市仰木の里七丁目10番2号	平成24年4月1日

柳町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 笹井 靖夫 住所 大津市下阪本一丁目44番19号	平成24年 4 月 1 日
堂之前自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 竹本 益道 住所 大津市下阪本三丁目 7 番36号	平成24年 4 月 1 日
若葉町自治会	主たる事務所の所在地 大津市唐崎一丁目25番17号 代表者の氏名及び住所 氏名 成田 逸俊 住所 大津市唐崎一丁目25番17号	平成24年 4 月 1 日
中保町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 桑野 允 住所 大津市浜大津三丁目11番 4 号	平成24年 4 月 1 日
松本上町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 辻川 博 住所 大津市松本二丁目 9 番25号	平成24年 4 月22日
湖城が丘東自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 笠井 鎮雄 住所 大津市湖城が丘21番62号	平成24年 3 月31日
国分一丁目 2 区自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 真田 修 住所 大津市国分一丁目31番13号	平成24年 4 月15日
中南浜自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 荻野 久佳 住所 大津市瀬田三丁目 1 番35号	平成24年 4 月 1 日

-----

**大津市告示第115号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種別	指定年月日
スギ薬局大津京駅前店	大津市皇子が丘二丁目 8 番 5 号	株式会社スギ薬局	調剤	平成24年 4 月 1 日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種別	廃止年月日
スギ薬局西大津店	大津市松山町 4 番30号	株式会社スギ薬局	調剤	平成24年 3 月31日
山元歯科医院	大津市松本二丁目 8 番10号	山元 祐次	歯科	平成24年 1 月31日

-----

**大津市告示第116号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月15日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施 術 所 所 在 地	施術の種 別	変更年月日
(変更前) 黒田 孝広	大津市坂本七丁目 22番 2 号	キュア治療院	大津市坂本七丁目 22番 2 号	あん摩 マッサージ	平成23年11月28日
(変更後) 佐々木 孝広					

大津市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、次のとおり保険料の収納事務を委託したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月15日

大津市長 越 直 美

- 1 委託の相手方 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- 2 委託期間 平成24年5月1日から平成27年3月31日まで

大津市告示第118号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定により、次のとおり保険料の収納事務を委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示する。

平成24年 5 月15日

大津市長 越 直 美

- 1 委託の相手方 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- 2 委託期間 平成24年5月1日から平成27年3月31日まで

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 4 月24日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市大江八丁目字池ノ内78番地3 株式会社天一食品商事 代表取締役 木村 勉	開発区域 大津市苗鹿三丁目字地蔵12番3、同番6、14番1及び同番2、同町字二反田50番1、同番3及び65番並びに同町字大正寺67番の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市苗鹿三丁目字地蔵14番3の一部及び同町字二反田50番4の一部並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等	開発区域 17,665.54m <sup>2</sup> 開発行為に関する工事の区域 0.56m <sup>2</sup>	平成24年 4月23日	第1042号

(平成24年4月24日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 4 月26日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市桐生一丁目 4 番13号 山元 隆司	大津市桐生一丁目字初記谷462番	371.84㎡	平成24年 4月24日	第1043号

(平成24年 4 月26日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 4 月27日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号 東レ建設株式会社 代表取締役 高安 年男	開発区域 大津市京町一丁目49番 3、同番 7、407番 1、408番、同番 1、409番及び同番 1 開発行為に関する工事の区域 大津市京町一丁目49番 4 の一部、同番 8 の一部及び50番 3 の一部並びに上記地先大津市道	開発区域 1,288.69㎡ 開発行為に関する工事の区域 92.91㎡	平成24年 4月26日	第1044号

(平成24年 4 月27日揭示済)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大阪府守口市桜町 4 番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	開発区域 大津市国分一丁目字森817番 1、同番 3、827番 1、同番 6 の一部、828番 1 及び同番 2 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市法定外道路及び普通河川等	開発区域 2,931.05㎡ 開発行為に関する工事の区域 175.54㎡	平成24年 4月27日	第1045号

(平成24年 5 月 1 日揭示済)

**大津市企業局管理規程第10号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程を次のように定める。

平成24年5月15日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 野 村 茂 年

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し、公営企業管理者の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。  
(要望等の報告等)

**第2条** 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等(申請を除く。以下この条において同じ。)が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

特に重要なもの 公営企業管理者

重要なもの 局長

定例又は簡易なもの 課長(大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)第2条第11号に規定する課長をいう。以下同じ。)

(コンプライアンス推進員)

**第3条** 企業局に置くコンプライアンス推進員は、次長(当該職にある者が2人以上いるときは、それらの者のうちから公営企業管理者が指名する者とする。)の職にある者をもって充てる。

(コンプライアンス推進本部の本部員等)

**第4条** 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号。以下「規則」という。)第16条第4項の規定により企業局から選任される本部員は、局長の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により企業局から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

3 規則第16条第4項の規定により企業局から選任される幹事は、課長の職にある者をもって充てる。

(その他)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

**附 則**

この規程は、平成24年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則を公布する。

平成24年5月15日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

**大津市教育委員会規則第13号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し、大津市教育委員会の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。  
(要望等の報告等)

**第2条** 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等(申請を除く。以下この条において同じ。)が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

特に重要なもの 教育長

重要なもの 教育部長

定例又は簡易なもの 課等の長(教育委員会の事務局の課長及び教育機関の長をいう。第4条第3項において同じ。)



(コンプライアンス推進員)

**第3条** 教育委員会に置くコンプライアンス推進員は、教育部次長の職にある者をもって充てる。

(コンプライアンス推進本部の本部員等)

**第4条** 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号。以下「規則」という。)第16条第4項の規定により教育委員会から選任される本部員は、教育部長の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により教育委員会から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

3 規則第16条第4項の規定により教育委員会から選任される幹事は、課等の長の職にある者をもって充てる。

(その他)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

## 議 会 議 長 告 示

### 大津市議会議長告示第1号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程を次のように定める。

平成24年5月15日

大津市議会議長 北 村 正 二

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し、大津市議会事務局(以下「議会事務局」という。)の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。

(要望等の報告等)

**第2条** 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等(申請を除く。以下この条において同じ。)が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

重要なもの 事務局長

その他のもの 次長

(コンプライアンス推進員)

**第3条** 議会事務局に置くコンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。

(コンプライアンス推進本部の本部員等)

**第4条** 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号。以下「規則」という。)第16条第4項の規定により議会事務局から選任される本部員は、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により議会事務局から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

3 規則第16条第4項の規定により議会事務局から選任される幹事は、次長の次席の職にある者をもって充てる。

(その他)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

#### 附 則

この規程は、平成24年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。